○農林水産省告示第千四百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　高知県四万十市大西ノ川字大石森一一八七の一（次の図に示す部分に限る。）、字フキハラ一一九二の一、宿毛市山北字百日山一二一六から一二一八まで、一二一九のイの一、一二一九のイの五、一二一九のイの七、一二一九の二、一二一九の一二、一二一九の一五、一二一九の一七、一二一九の二四、一二一九の三九、一二一九の四一、一二一九の四三、一二一九のロ、室戸市羽根町字コヲヅクロミ甲三三六七から甲三三六九まで、甲三三七二の一、甲三三七二の二、甲三三七三、甲三三七四の一、甲三三七四の二、高岡郡四万十町大正大奈路字竹ノ谷九二三の一四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別な場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　高知県安芸市別役字クスワラ二四九のハの一、字竹ケ峯一七八の二八・三〇九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七八の三三、三一〇の二、三一〇のイ

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別な場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　高知県四万十市西土佐下家地字三郎ぞ一五九〇、一六〇六から一六〇八まで、二一八五の六から二一八五の九まで、二一八五の一二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別な場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　高知県土佐郡土佐町瀬戸字朝日ノ本一一六三、一一六四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県小林市大字真方字東二原五九二五の一・字木切倉六一八二の七・六一八二の八・六一八二の一二・六一八二の一三・六一九二の二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県西諸県郡野尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び野尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県西諸県郡野尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び野尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県都城市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県香美市土佐山田町大法寺字トコロバヤシ一〇七四の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　電気工作物施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市・日田市・竹田市・由布市・玖珠郡玖珠町・九重町（以上四市二町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

玖珠町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。